

● 「価格」についての不当表示

市価・メーカー希望小売価格・自店旧価格を実際の販売価格に「比較対照価格」として併記する表示を「二重価格表示」といいます。



不当な二重価格表示はこの比較対照価格に根拠がない場合で実際の販売価格を安く見せかける場合です。

1 紳士服の不当な二重価格の場合

2 家具の不当な割引表示の場合



3 比較対照価格に根拠がない場合

- ① 架空の市価・メーカー希望価格・自店旧価格。
- ② 中古品に新品の時のメーカー希望小売価格を付ける。
- ③ オープン価格となった商品に既に撤廃されたメーカー希望小売価格を付ける。
- ④ 事実とは異なる安さを強調する文言による表示。

などが
あるニヤ!

